

買換（代替）資産の明細書

住 所			
フリガナ			()
氏 名		電話番号	

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条又は第37条の5）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文

租税特別措置法 第 条 第 項

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類		数 量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類		数 量	m ²
取 得 資 産 の 該 当 条 項	租税特別措置法 1 第37条第1項の表の 2 第37条の5第1項の表の	第 号 第3号（23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域） (主たる事務所資産) 第1号（中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物） 第2号（中高層の耐火共同住宅）	
取 得 価 額 の 見 積 額	円	取 得 予 定 年 月 日	年 月 日
付 記 事 項			

(注) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

買換（代替）資産の明細書

1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条又は第37条の5）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

2 記載要領等

(1) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条又は第37条の5の規定の適用を受ける場合に限り、該当する取得資産の所在地又は種類を○で囲むか、該当する号数を記載します。

なお、措置法第37条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける場合で、主たる事務所の所在地の移転を伴う買換え（東京都23区の地域内から集中地域以外の地域内への移転を伴う買換え又は集中地域以外の地域内から東京都23区の地域内への移転を伴う買換えの場合に限ります。）のときには、括弧内の「主たる事務所資産」を○で囲みます。

（注）主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えは、譲渡資産の譲渡及び買換資産の取得がその個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにその敷地の用に供される土地等の譲渡及び取得に該当するかどうかにより判定します。

(2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第19項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。